

専門日本語教育学会会則 (2022年3月3日改訂)

第1条 (名称)

本会は専門日本語教育学会と称する。学会英語名は The Society for Technical Japanese Education とする。

第2条 (目的)

本会は、専門日本語教育に関する学際的な研究の推進、専門日本語教育の研究・教育の発展ならびに会員相互の連携に貢献することを目的とする。

第3条 (事業)

上記の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)学会誌『専門日本語教育研究』の刊行
- (2)研究討論会の開催
- (3)会員名簿の作成
- (4)その他、本学会の目的を遂行するために必要とされる事業

第4条 (会員)

本会は以下の会員で構成する。

- (1)正会員 本会の目的に賛同し、所定の会費を納入した者。
- (2)名誉会員 別途定める細則の基準に従い、本会が認めた者。
- (3)永年会員 別途定める細則の資格を満たした正会員で、会員種別の変更を希望した者。

第5条 (会費、入退会、除名)

- (1)会費 正会員の会費は年額 5,000 円とする。本会の会計年度は毎年 2 月 11 日に始まり、翌年 2 月 10 日に終わる。納入された会費は理由の如何を問わず払い戻しをしない。
- (2)入会 入会希望者は、所定の方法により入会申請を事務局に行う。本会は申請内容を確認し、所定の手続きを行ったうえで、申請者に会費の請求を行う。会費の納入が確認された時点で、入会希望者は入会年度の正会員としての資格を得る。会員年度は 4 月 1 日より 3 月 31 日までとする。
- (3)退会 当該年度までの会費を納め、電子メール、ファックス、郵便等、文書が残る手段を以て学会事務局に退会の意思を通達する。本会が会費納入を確認した時点で退会を受理する。退会日は、本人の希望により、受理日または該当年度末とする。
- (4)除名 研究倫理に反する研究行動や、本会の名誉を著しく傷つけた場合、および、会費を 2 年間滞納した場合は、幹事会の議を経て除名とする。再入会については、幹事会の承認を得る。
- (5)除名者の再入会 除名となった者が再入会しようとする場合は、入会手続きに先立って、再入会の理由を記載した書面を事務局に提出し、幹事会の承認を得なければならない。また、会費の滞納がある場合は、未納分の会費を納入しなければならない。

第6条 (役員)

本会には役員として、会長 1 名、代表幹事 1 名、編集委員長 1 名、副編集委員長 2 名、幹事 15 名程度をおく。また、研究討論会実行委員長をおく。

- (1)役員は幹事会を構成する。
- (2)幹事会は正会員から次期役員候補者を推薦し、次期研究討論会実行委員長を委嘱する。
- (3)役員候補者は総会出席者の過半数の賛同を得て選任される。
- (4)会長は本会を代表する。
- (5)代表幹事は会務を統括する。
- (6)幹事は、編集、庶務または会計業務を分担する。
- (7)正副編集委員長は学会誌の編集および論文査読を統括する。
- (8)研究討論会実行委員長は、自ら組織した実行委員と共に研究討論会および懇親会を統括する。

第7条（役員の任期）

- (1)各役員の任期は原則として3年とする。重任は原則として1回のみ可能とする。
- (2)研究討論会実行委員長は1年の任期とする。

第8条（総会）

本会は毎年1回総会を開催する。総会の議決は出席した会員の過半数によって成立する。

第9条（編集委員会）

学会誌『専門日本語教育研究』の編集委員会を組織する。編集委員会は投稿論文の査読・編集を行う。編集委員会の細則については別に定める。

第10条（所在地・事務局）

本会の所在地は、愛知県犬山市内久保61-1 名古屋経済大学国際交流センター 宮島良子研究室とし、同所に事務局をおく。

付則

1. この会則は1999年3月9日から施行する。
2. 本会則の改廃は、総会で出席した会員の2/3以上の同意を得て行う。
3. 本会の設立年月日は1999年3月9日とする。

2001年3月10日から一部改訂。

2004年3月7日から一部改訂。

2009年3月7日から一部改訂。

2011年3月5日から一部改訂。

2012年3月3日から一部改訂。

2015年3月7日から一部改訂。

2016年3月4日から一部改訂。

2018年3月2日から一部改訂。

2019年3月4日から一部改訂。

2020年3月30日から一部改訂。

2022年3月3日から一部改訂。